

島根県中小企業・小規模企業 振興基本計画

〈計画期間：令和7年度～令和11年度(5カ年計画)〉

島根県 商工労働部

I. 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画の考え方

1. 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画の位置づけ

島根県中小企業・小規模企業振興基本計画（以下、計画という。）は、県が、島根県中小企業・小規模企業振興条例（平成 27 年 12 月 1 日施行。以下、条例という。）第 12 条に基づく「中小企業・小規模企業の振興に関する計画」として、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、策定するものです。

※条例については、次ページに目的、基本理念、基本方針等を記載。

なお、本計画は、中小企業支援法第 4 条に基づく中小企業支援計画としての位置付けも有するものとします。

2. 計画期間

計画の期間については、第 2 期島根創生計画と同じ期間である令和 7 年度～令和 11 年度までの 5 カ年計画とします。

3. 中小企業・小規模企業の定義

中小企業基本法に基づく中小企業・小規模企業の定義は、以下のとおりです。

業種	中小企業		小規模企業
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※中小企業の定義は、「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこととなっています。

〈参考〉島根県中小企業・小規模企業振興条例

・条例の目的（第1条）

この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、本県経済の発展及び雇用の場の創出を図り、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

・条例の基本理念（第3条）

中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を県、中小企業者、小規模企業者、市町村、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等、大企業及び県民が共有する基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出する等、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- (2) 中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に対する自主的な努力を促進すること。
- (3) 県、中小企業者、小規模企業者、市町村、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等、大企業及び県民が相互に連携し、及び協力して推進すること。
- (4) 特に経営資源の確保が困難である小規模企業者に配慮すること。
- (5) 特に厳しい経営環境にある中山間地域及び離島地域に配慮すること。
- (6) 本県の有する自然、歴史、伝統・文化、豊かな特産物、多様な技術、優れた産業基盤及びその他の特色ある地域資源等を十分に活用することにより推進すること。
- (7) 意欲及び能力に応じた多様な雇用を確保するとともに、中小企業・小規模企業が求める人材の確保及び育成を促進すること。
- (8) 長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく、円滑に事業が承継されることを促進すること。

・条例の基本方針（第11条）

県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化
- (2) 国内外における販路開拓及び取引拡大の支援
- (3) 産学官連携等による技術及び新商品の開発等の促進
- (4) 融資制度等による資金供給の円滑化
- (5) 創業及び新たな事業の創出の促進
- (6) 円滑な事業承継の推進
- (7) 事業活動を担う人材の育成及び確保
- (8) 生きがいを持って働き、安心して子どもを産み育てることができる雇用環境の整備
- (9) まちの賑わいにつながる商業及びサービス業の振興
- (10) 地域の多様な資源及び伝統産業を活かした事業活動の促進
- (11) 農商工連携、6次産業化及び医療福祉分野等との連携の促進
- (12) 中小企業・小規模企業の事業活動の振興に資する企業誘致の促進
- (13) 中小企業・小規模企業の製品、技術等に関する情報発信の支援

・条例における基本計画の定義（第12条）

県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する計画を策定し、公表するものとする。

Ⅱ. 島根県の中小企業・小規模企業を取り巻く環境

島根県内の中小企業は、全企業数 19,572 者のうち 19,550 者と 99.9%を占めており、従業者数についても、全県 172,607 人のうち 157,571 人と 91.3%を占め、本県の経済と雇用の中心的な担い手であり、産業活力の源泉であるとともに、地域社会を支え、県民生活の向上に大きく貢献している非常に重要な存在です（2024 年版中小企業白書「令和 3 年経済センサス再編加工（総務省統計局）」、中小企業庁）。

このように、島根県にとって、中小企業は欠かすことのできない重要な存在であり、中小企業の活動が、県内に与える影響は非常に大きいものとなっています。

そのため、条例制定の目的である県民生活の向上を目指すうえで、中小企業の成長及び安定的な事業継続はなくてはならないものです。

しかしながら、中小企業の外部環境は、人口減少によるマーケットの縮小、少子高齢化による生産年齢人口減少、それに伴う雇用の確保難等、年々厳しさを増しています。また、中小企業自身についても、経営者の高齢化や労働生産性の低下等の課題を抱えている事業者が多く存在しています。

以下では、近年の島根県の中小企業を取り巻く環境について概観していきます。

1. 近年の県内の中小企業・小規模企業の状況

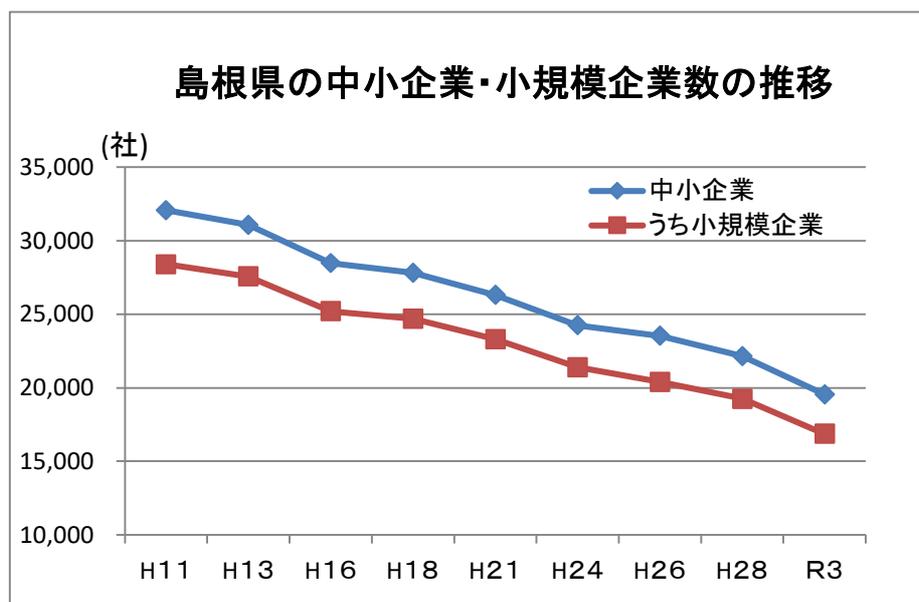
(1) 中小企業・小規模企業数の推移

島根県の中小企業数については、年々減少を続けています。平成 13 年までは、3 万者を超えていた企業数も、平成 16 年には 3 万者を下回り、その後も減少を続け、ここ 10 年ほどでは年平均 470 者以上の企業が減少し、直近で把握できる令和 3 年には 19,550 者となっています（表Ⅱ-1-①）。

また、中小企業の中でも、小規模企業については、企業数 16,866 者（全企業数の 86.2%）、従業者数 57,675 人（全従業者の 33.4%）と、県内企業の大きな割合を占めています。中規模企業（中小企業から小規模企業を差し引いた企業）と比較した場合、中規模企業が平成 26 年から令和 3 年の企業数の増減率が▲14.2%であるのに対して、小規模企業は▲17.4%と減少の割合が高くなっています。また、平成 10 年代（H11～H18 の増減率▲13.1%）と比較しても小規模企業の減少割合が高くなっていることから、近年において、中小企業の中でも、特に、小規模企業が厳しい環境に置かれていると考えられます（表Ⅱ-1-②）。

表Ⅱ-1-① 島根県の中小企業・小規模企業数の推移

(出典:2024年版中小企業白書「令和3年経済センサス再編加工(総務省統計局)」(中小企業庁))



	平成11年	平成13年	平成16年	平成18年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
県内の全企業数(者)	32,131	31,126	28,508	27,849	26,348	24,278	23,563	22,191	19,572
うち中小企業数(者)	32,092	31,092	28,480	27,821	26,319	24,256	23,537	22,167	19,550
中小企業の割合	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
うち小規模企業(者)	28,408	27,565	25,211	24,696	23,308	21,405	20,409	19,260	16,866
小規模企業の割合	88.4%	88.6%	88.4%	88.7%	88.5%	88.2%	86.6%	86.8%	86.2%

表Ⅱ-1-② 島根県の中規模企業・小規模企業数の推移

(出典:2024年版中小企業白書「令和3年経済センサス再編加工(総務省統計局)」(中小企業庁))

		平成11年	平成18年	増減	H18/H11	平成26年	令和3年	増減	R3/H26
島根	中規模企業(者)	3,684	3,125	▲ 559	▲ 15.2%	3,128	2,684	▲ 444	▲ 14.2%
	小規模企業(者)	28,408	24,696	▲ 3,712	▲ 13.1%	20,409	16,866	▲ 3,543	▲ 17.4%
全国	中規模企業(者)	607,983	534,650	▲ 73,333	▲ 12.1%	581,500	511,535	▲ 69,965	▲ 12.0%
	小規模企業(者)	4,228,781	3,663,069	▲ 565,712	▲ 13.4%	3,238,838	2,853,356	▲ 385,482	▲ 11.9%

(中規模企業：中小企業-小規模企業 として定義)

(2) 経営者の高齢化と後継者の不在

島根県内の経営者の年齢は、令和5年では61.8歳と、全国平均よりも1.3歳高く、全国で5番目となっており、中国5県の中でも最も高くなっているのに加え、年齢の推移も平成20年から令和5年までの間に、全国平均は+2.3歳に対して、島根県では、+2.9歳となっており、全国平均よりも0.6ポイント高くなっています(表Ⅱ-1-③)。

また、島根県内の後継者の不在率は、令和6年では66.5%と、全国平均よりも14.4%高く、全国でも3番目となっており、中国5県の中でも2番目に高くなっております。後継者不在率の推移も、平成26年から令和6年までの間で、全国平均は-13.3%でしたが、島根県では、-6.3%となっており、全国平均よりも後継者不在率の改善が鈍くなっています(表Ⅱ

-1-④)。

以上から、県内の中小企業にとって、他県よりも、世代交代、事業承継が喫緊の課題となっていると言えます。

表Ⅱ-1-③ 中国5県の経営者(社長)年齢の推移(出典:全国社長年齢分析(帝国データバンク))

	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	令和5年	R5-H20
島根県	58.9	59.5	60.7	61.1	61.8	2.9
鳥取県	58.5	58.8	59.7	60.2	61.0	2.5
山口県	58.5	58.8	59.3	59.8	60.6	2.1
広島県	58.0	58.4	59.1	59.6	60.6	2.6
岡山県	58.1	58.3	58.6	59.0	60.0	1.9
全国	58.2	58.5	59.2	59.7	60.5	2.3

表Ⅱ-1-④ 中国5県の後継者不在率の推移(出典:後継者不在に関する企業の実態調査(帝国データバンク))

	平成26年	平成29年	令和元年	令和4年	令和6年	R6-H26
島根県	72.8	72.4	70.9	75.1	66.5	▲ 6.3
鳥取県	74.4	72.6	76.0	71.5	70.6	▲ 3.8
山口県	75.0	76.4	74.7	65.3	56.4	▲ 18.6
広島県	75.2	73.4	73.1	59.0	57.6	▲ 17.6
岡山県	62.9	62.5	61.8	60.5	57.6	▲ 5.3
全国	65.4	66.5	65.2	57.2	52.1	▲ 13.3

2. 島根県の人口減少

島根県の人口は、年々減少を続けており、平成2年には781,021人であった人口は、直近の令和6年には、641,396人と34年の間に約14万人が減少しています(表Ⅱ-2-①)。

減少の幅についても、平成2年から平成12年の間では、年平均で約1,951人の減少であったのに対して、平成27年から令和6年の間では、年平均で約5,884人の減少と、2倍以上のペースで減少しており、時代が進むごとに加速度的に減少しています。

また、一般的に働き手として考えられる生産年齢人口(15歳~64歳)について、平成2年には494,253人でしたが、令和6年には340,466人と、約15万人減少しており、この減少数は、同時期の県総人口の減少数よりも多くなっています。

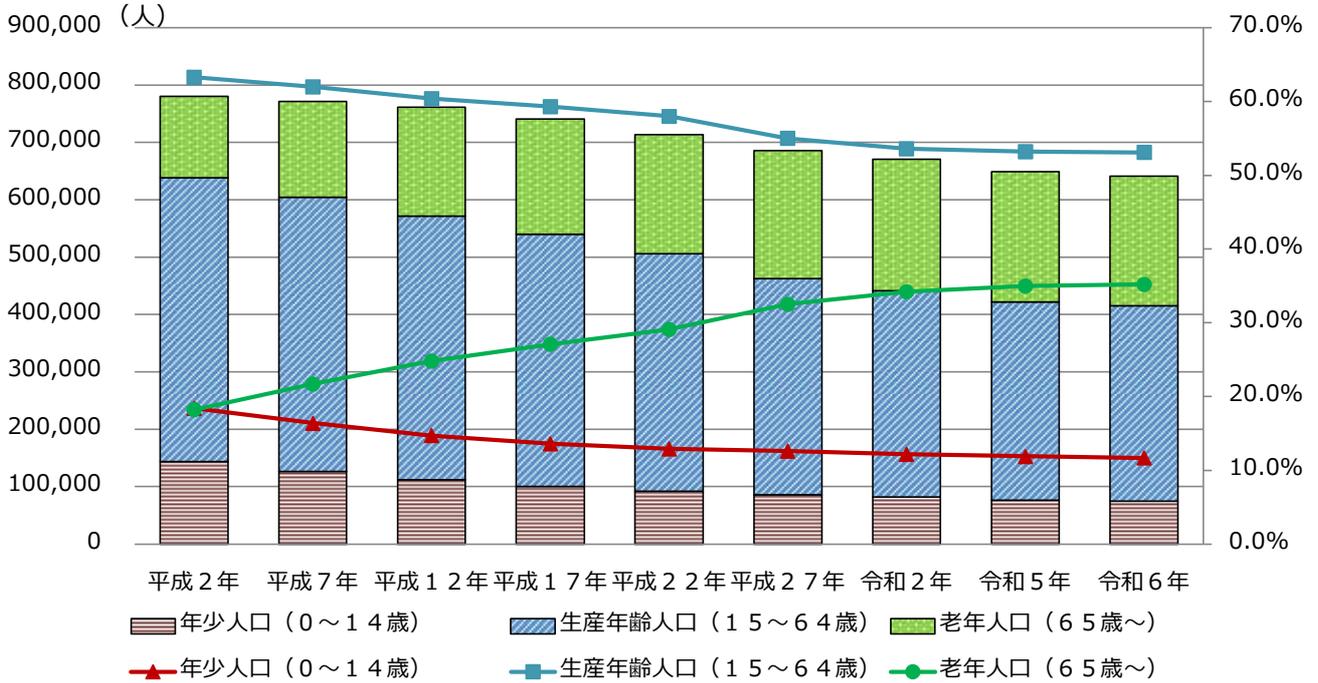
減少の幅についても、上記の県総人口と同様に、平成2年から平成12年の間では、年平均で約3,415人の減少であったのに対して、平成27年から令和6年の間では、年平均で約4,045人の減少と、減少幅が大きくなっています。

全人口の減少は、マーケットの縮小と直結する重要な問題であり、また、生産年齢人口の減少は、働き手の確保が困難となる点においても大きな問題となっています。

表Ⅱ-2-① 島根県人口推移(年齢3区分)

(出典:国勢調査(H2~R2)(総務省統計局)、島根県推計人口(R5,R6)(島根県統計調査課))

島根県人口推移 (年齢3区分)



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年	令和6年
総人口(人)	781,021	771,441	761,503	742,223	717,397	694,352	671,126	649,235	641,396
年少人口(人) (0~14歳)	143,884	126,403	111,982	100,542	92,218	86,056	81,837	76,987	75,068
生産年齢人口(人) (15~64歳)	494,253	477,919	460,103	439,471	414,153	376,877	359,735	345,099	340,466
老年人口(人) (65歳~)	142,061	167,040	189,031	201,103	207,398	222,648	229,554	227,149	225,862

3. 県内企業の労働生産性

島根県内の一企業当たりの付加価値額は、農林業を除いた業種で 38,849 千円となっており、全国平均よりも 57,645 千円低くなっています(表Ⅱ-3-①)。

島根県の場合は、一企業当たりの従業者数が全国平均よりも 5.4 名少ないため、企業規模が小さい企業の構成比が高いことも要因の一つとなりますが、従業員一人当たりの付加価値額についても、3,734 千円となっており、全国平均よりも 2,388 千円低くなっています。付加価値額は、「稼ぐ力」と言い換えることができるため、島根県の企業は、全国平均と比較すると稼ぐ力が弱い状況となっています(表Ⅱ-3-②)。

また、付加価値額の中には人件費が含まれており、給与総額の増減は、付加価値額の範囲内に限られることから、県内の中小企業の多くが、付加価値の伸び悩みにより、従業員の確保・定着を図るための賃金アップや最低賃金の上昇への対応が難しい実態にあることが推察されます。

付加価値：付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、事業が社会に対してどれだけの価値を提供しているのかを把握する一つの考え方です。
 ここでは、下記の計算式の数値を用いています（経済センサスにおける定義）。
 （付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課）

表Ⅱ-3-① 島根県と全国の一企業当たり付加価値額比較（出典：令和3年経済センサス（総務省統計局））

		業種合計 (農林業除く)	建設業	製造業	情報通信業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、福祉
一企業当たり の付加価値額	島根県（千円）	38,849	40,824	109,531	110,038	27,238	318,411	10,096	7,352	95,126
	全国平均（千円）	96,494	58,469	197,630	370,524	66,990	640,125	15,646	15,390	248,384
	島根県－全国	▲ 57,645	▲ 17,645	▲ 88,099	▲ 260,485	▲ 39,753	▲ 321,714	▲ 5,551	▲ 8,038	▲ 153,258
一社あたり 従業員数	島根県（人）	10.4	8.6	21.3	19.6	8.1	33.7	6.7	3.6	28.0
	全国平均（人）	15.8	8.9	28.7	35.8	14.7	50.3	10.5	6.1	26.5
	島根県－全国	▲ 5.4	▲ 0.3	▲ 7.5	▲ 16.3	▲ 6.6	▲ 16.6	▲ 3.8	▲ 2.5	1.6

表Ⅱ-3-② 島根県と全国の従業員一人当たり付加価値額比較

（出典：令和3年経済センサス（総務省統計局））

	業種合計 (農林業除く)	建設業	製造業	情報通信業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、福祉
島根県（千円）	3,734	4,746	5,146	5,625	3,358	9,456	1,503	2,023	3,393
全国平均（千円）	6,122	6,562	6,877	10,345	4,549	12,737	1,486	2,509	9,382
島根県－全国	▲ 2,388	▲ 1,816	▲ 1,731	▲ 4,720	▲ 1,192	▲ 3,281	17	▲ 486	▲ 5,990

4. 経済情勢等の外部環境

(1) 経済状況

新型コロナウイルス感染症の影響により世界的に大きく落ち込んだ経済情勢は、回復の途上にあるものの、最近の米中関係の緊張感の高まりや地政学リスクの増大等を要因として、今後の見通しについては、不透明さが増していくと考えられます。

また、世界的な脱炭素・カーボンニュートラルやデジタル・トランスフォーメーションへの動き、急速に進む人口減少に起因する深刻な人手不足等、中小企業を取り巻く経営環境は激変しています。

さらに、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化の影響等もあり、原油や穀物等の国際価格の高騰や長引く円安傾向に伴う輸入物価の上昇が家計や企業等の一部に深刻な影響を与えているほか、物価上昇に呼応した賃金上昇圧力の高まりや原材料やエネルギー価格等の高騰に対応し、利益を確保するためには、適正な価格転嫁や生産性向上を通じて、早期の収益改善と持続的な成長を図る必要があります。

(2) 中小企業に影響を与える法改正等

中小企業に影響を与える法改正等が近年多く行われており、代表的なものでは、「働き方改革」があります。平成31年4月より、働き方改革関連法が順次施行され、労働時間法制の見直し、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保をポイントとして、残業時間の上限規制や年次有給休暇の義務化等多くのことが企業に求められています。特に物流業界では、トラックドライバーへの時間外労働の上限規制等により労働力が不足する等、「2024年問題」への対応が必要となっています。

その他にも、食品製造業を主な対象とした食品の安全性確保のためのHACCPの義務化や食品表示法の改正等、業種によって対応が必要なものもあります。

また、令和5年10月に開始したインボイス制度や電子帳簿保存法への対応のほか、今後普及していくと見込まれる電子契約書への対応も必要です。

そして、令和6年10月に「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が改定され、個人として業務委託を受ける特定受託事業者と企業などの発注事業者の間の取引適正化、就業環境の整備を図ることも求められています。

上記に対応するには、人員の確保・育成、設備投資や業務の標準化による生産性向上等を進めなくてはなりません。大企業と比較すると経営資源が不足しがちな中小企業にとっては、負担が大きく、経営上の課題となっています。

(3) 技術革新

近年では、インターネット上でデジタル化された財・サービス等の流通が加速する中、こうしたデジタル経済をベースにした新しい技術革新が急速に進展してきています。

具体的には、人工知能(AI)、モノのインターネット化(IoT)、ビッグデータ、ロボット等の技術が挙げられます。これらの技術により、機械化が困難であった業務についても機械・システムによる代替が可能となってきたことから、技術革新に迅速・適切に対応し、生産性を向上させることが企業側に求められつつあります。

一方、中小企業を取り巻く市場環境も、前述したデジタル技術の進展やグローバル化等、大きく変化しており、新しい技術の活用により新分野や新市場への進出が可能となる等ビジネスチャンスは拡大しています。

Ⅲ. 中小企業・小規模企業支援について

1. 中小企業・小規模企業の持続・成長・発展に向けた県の支援の方向性

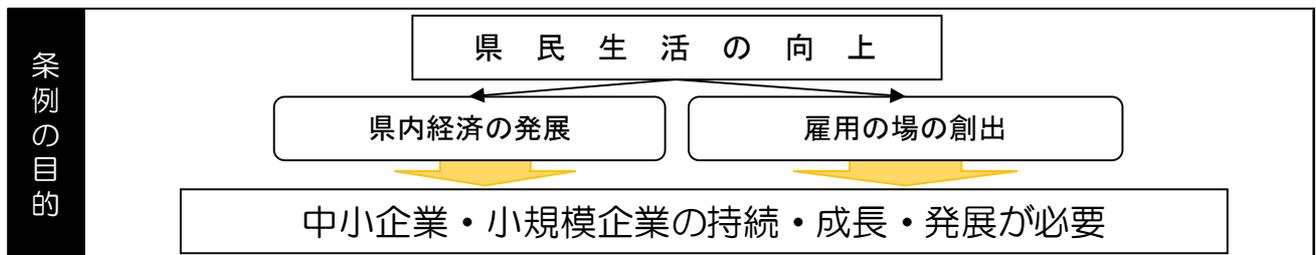
(1) 支援の方向性と条例の繋がり

第Ⅱ章における県内の中小企業・小規模企業を取り巻く環境を踏まえ、島根県では、中小企業・小規模企業が足腰の強い経営基盤を築き、自律的に事業活動を行いながら、持続・成長・発展できるよう、下記の4つの方向性により支援していきます。

また、本計画全体のイメージ図は表Ⅲ-1-①のとおりであり、支援の方向性と条例の「基本方針」（13項目）の繋がりを明確にするため、同表の右側に条例の基本方針を項目ごとに区分しています。

●支援の方向性	① 産業の成長につながる企業の競争力強化と生産性向上 ② 多様な人材の確保・育成と定着の推進 ③ 地域の持続的な発展を支える起業・創業、事業承継の推進 ④ 地域の強みを活かした経済の活性化
---------	---

表Ⅲ-1-① 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画のイメージ図



中小企業・小規模企業の現状と課題及び支援の方向性

現状と課題		支援の方向性	支援の考え方 (「条例」と「支援の方向性」の関係性の整理のため、「・」以下は、条例の「基本方針（13項目）」を記載。)
外部環境	人口減少 少子高齢化	業績の悪化・企業数の減少	④ 地域経済の活性化
	経済情勢の変化		
	技術革新の進展		
事業者自身	労働生産性の低下	① 競争力の強化 (生産性向上) ② 人材確保、育成、定着の強化 ③ 事業承継、起業・創業の推進	①競争力の強化（生産性向上） ・経営革新及び経営基盤の強化 ・国内外への販路開拓及び取引拡大の支援 ・産学官連携等による技術及び新商品開発等の促進 ・融資制度等による資金供給の円滑化 ・中小・小規模企業の製品、技術情報の発信支援
	経営者の高齢化		②人材確保、育成、定着の強化 ・事業活動を担う人材の育成及び確保 ・生きがいを持って働き、安心して子どもを産み育てることができる雇用環境の整備
	廃業「後継者不在」		③円滑な事業承継・創業の推進 ・創業及び新たな事業の創出の促進 ・円滑な事業承継の推進
			④地域経済の活性化 ・まちの賑わいにつながる商業及びサービス業の振興 ・地域の多様な資源及び伝統産業を活かした事業活動の促進 ・農工商連携、6次産業化及び医療福祉分野等との連携の促進 ・中小・小規模企業の事業活動の振興に資する企業誘致の促進

※表内の「支援の方向性」については、簡略化した記載をしています。

(2) 支援の方向性と県の支援施策体系

上述の4つの支援の方向性から、県では様々な施策を講ずることとしており、これを体系化して整理したものが表Ⅲ-1-②になります。なお、支援の方向性の一つである「①産業の成長を促す企業の競争力強化と生産性向上」については、関連する施策が多岐にわたるため、更に「経営基盤強化」、「技術力や研究開発の向上」、「新市場の開拓や販路拡大の推進」に区分し整理しています。

具体的な説明については、「2. 支援の方向性ごとの取組姿勢」で行います。

表Ⅲ-1-② 支援の方向性と県支援体系のイメージ図

県内企業への総合的支援	①産業の成長につながる企業の競争力強化と生産性向上			②多様な人材の確保・育成と定着の推進	③地域の持続的な発展を支える起業・創業、事業承継の推進
	経営基盤強化	技術力や研究・開発力の向上	新市場の開拓や販路拡大の推進		
	経営革新	研究・開発	県外展開	若者の県内就職の促進	事業承継支援
	新分野進出	技術革新	県内取引	多様な就業の支援	起業・創業支援
	省力化	知的財産	海外展開	魅力ある働きやすい職場づくり	
	価格転嫁	産学官連携		地域の産業を支える人づくり	
	資金調達				
事業継続					
県内産業の振興	④地域の強みを活かした経済の活性化				
	産業集積の強化	観光地域づくり	外国人誘客の推進	地域資源活用	地域商業・サービス業支援
				企業立地の推進	

(3) 配慮事項

当計画を遂行する中で、下記の3点について、特に配慮し支援を行います。

① 小規模企業への対応

経営資源の確保が困難である、フリーランスを含む小規模企業については、きめ細かな支援体制を構築し、特に金融、税務、労働等経営の各分野の相談、指導が適切に受けられるよう努めます。

また、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援を行います。

② 中山間地域・離島地域への対応

特に厳しい経営環境にある中山間地域・離島地域において、地域に密着した支援体制を構築し、中小企業の経営の改善及び革新や地域産業振興の取組に対して必要な支援を講じます。

③ 官公需での対応

工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業の受注機会の確保に努めるとともに、県内中小企業への優先発注に配慮します。

受注機会が減少している県内事業者に配慮するため、発注に際して、経済合理性・公平性などに反しない場合は、可能な限り分離・分割して発注を行うこととします。

また、県が交付する補助事業についても、補助事業者に対し、事業の実施に際して県内中小企業者へ発注するよう働きかけます。

※「官公需」とは、国・地方公共団体等による物品の購入、印刷製本等製造の請負発注、サービス提供の受領、工事発注等をいう。

2. 支援の方向性ごとの取組姿勢

本章では、4つの「支援の方向性」ごとに、県の中小企業・小規模企業支援の取組や考え方等について、記載します。

① 産業の成長につながる企業の競争力強化と生産性向上

中小企業が自社の競争力強化・生産性向上、事業拡大を図るために、「経営基盤強化」、「技術力や研究開発の向上」、「新市場の開拓や販路拡大の推進」の3点を主な支援項目として、取り組めます。

□ 経営基盤強化

商工会、商工会議所等の支援機関との連携によるきめ細かな経営支援体制を確保し、中小企業が行う経営改善、経営革新、生産性向上、新分野進出等の経営力の強化の取組を支援することにより、自律的な経営を促進します。

また、中小企業が持続的に賃上げし、事業継続を図るには、その原資を確保する必要があるため、適切に価格転嫁できる取引環境の整備が行われるよう国と連携します。

さらに、信用力・担保力の不足する中小企業に対して、金融機関と協調し、信用保証制度を活用する等、円滑な資金調達についても支援します。

■ 経営革新等の新たな取組の支援

中小企業が新商品開発等の新しい取組を行う際に、現状の課題や目標等を明確化し、実現可能性の高い事業とするために、経営革新計画（県が承認する経営計画）の策定を商工会、商工会議所等の支援機関と連携しながら支援します。

■ 新分野や異分野進出による経営力の強化

中小企業が新分野への進出を目指す際に、専門的なアドバイスを受けられるように、商工会、商工会議所等の支援機関を窓口として事業の内容に合ったアドバイザーを派遣することで、新分野への進出が円滑に進むように、支援を行います。

■ 省力化の促進

深刻な人手不足に対応するため、設備投資や現場改善等の省力化支援を行います。そして、経営環境の変化に対応する企業が行う経営革新や生産革新等の取組に対して専門家派遣やデジタル化・DX化等を支援します。

また、物流2024年問題への対応が課題になっているため、物流効率化に向けた取組を支援し、輸送コストの低減や輸送日数の短縮による効率化を図ります。

■ 適正な価格転嫁の促進

国に対しては、取締体制の強化等実効性のある価格転嫁対策を講じることに加え、法律違反によって下請け企業が受けた不利益には、厳格な原状回復が実現するよう勧告や行政指導の内容を強化することを要望していきます。

また、業況調査等で、大企業をはじめとする発注側と、中小企業・小規模企業等の受注

側との交渉状況を注視するとともに、公正取引委員会が公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、パートナーシップ構築宣言の促進、下請 G メンや下請けかけこみ寺といった制度の周知等を行うこと等で国と連携します。

■信用補完制度を活用した円滑な資金調達支援

信用保証協会や各種商工団体、金融機関と連携しながら、信用力・担保力の不足する中小企業の運転資金や設備投資資金の円滑な資金調達を支援します。

■リスクに備えた事業継続に向けた取組の支援

中小企業の震災への備えや災害時等の事業継続力の強化を図るため、中小企業者や支援機関等を対象として普及啓発セミナー等を開催し、中小企業の事業継続力強化計画及びBCP（事業継続計画）策定に向けた取組を支援します。

□ 技術力や研究・開発力の向上

企業間連携や産学官金連携等を通じて、県内企業の技術力・競争力の強化や、成長する産業・市場への進出や新事業に向けた展開の支援を行います。

■新製品や新技術の開発の促進

企業間連携や産学官金連携等の構築支援や、産業技術センターにおける技術支援により県内企業の新製品や新技術の開発等を推進します。

■技術力向上の促進

企業への専門家派遣や企業からのニーズと大学・高専等の研究シーズのマッチング等により、県内企業の技術力強化に向けた取組を支援します。

また、産業技術センターにおける企業からの技術相談への対応、技術セミナーの開催、技術研修生の受入等を通じ、県内企業の技術力向上を支援します。

■知的財産の活用の促進

しまね知的財産総合支援センターが開催するセミナー等を通じて、知的財産の活用に関する普及啓発を図るとともに、県内企業の新たな製品化や事業化を支援します。

■大学等のシーズを活用した産学官連携の促進

企業の新技術開発や新製品開発、課題解決、人材育成を促進するため、企業や産業界のニーズと大学等が有している研究シーズとのマッチング支援等、産学官連携の取組を推進します。

■材料エネルギー学部との共同研究支援

県内企業の新技術開発・新製品開発等を促進するため、令和5年4月に島根大学に創設された「材料エネルギー学部」と県内企業との共同研究を支援します。

□ 新市場の開拓や販路拡大の推進

人口減少に伴い県内市場が縮小する中で、県外や海外に需要を求めて、新たに進出する企業や、取引・販路拡大を目指す企業の支援を行います。

また、県内経済についても、企業誘致による企業間取引の創出や県産原材料調達増大の取組への支援を行い、活性化に取り組みます。

■ 次世代産業分野への参入支援

次世代成長分野であるグリーン・環境、ヘルスケア、次世代モビリティへの県内企業の新規参入を促進するため、情報収集、体制構築、研究開発等を支援します。

■ 県外市場をターゲットにした販路拡大の促進

首都圏等への販路開拓・拡大を進める企業に対して、マッチングや販売戦略等のアドバイスをを行い、また、首都圏等で開催される専門展示会等への出展を支援します。

食品産業では、「しまね県産品販売パートナー店制度」等を活用し、県産品の認知度向上や販路拡大を図るとともに、県内外での展示会出展支援により商談機会を創出するほか、複数の事業者の商品を取りまとめて販路開拓を進める取組を支援します。製造業では、営業代行やWebマーケティング等の新たな手法による販路開拓の取組を支援します。

また、商業・サービス業において、県外での事業展開の準備段階から進出や市場開拓のモデル的な取組を支援します。

■ 県内の経済循環を活性化させる県内取引の拡大

地元企業の事業拡大や県外から立地した企業の増設に伴う企業の再投資、及び県外企業の新規立地を推進し、誘致企業を含め県内取引の拡大を図ります。

食品産業では、県産原材料の調達を増大し、販路拡大を推進する事業者の取組を支援し、農林漁業者の生産拡大等の波及効果の創出を推進します。

■ 海外需要の獲得に向けた取組の促進

県内企業の海外進出については、バンコクの「島根・ビジネスサポート・オフィス」での相談対応や展示会・商談会を通じた海外販路拡大機会の創出によりアセアン等、海外での需要獲得に向けた取組を支援します。

また、貿易については、県・しまね産業振興財団・JETRO 島根の3機関による貿易に係る支援体制の強化、事業者間の連携促進に向けた支援、県産品の認知度向上の取組などにより、県内企業の輸出拡大を促進します。

② 多様な人材の確保・育成と定着の推進

(※ 雇用関連の支援については、「島根県雇用対策計画」に詳細な方向性を記載。)

若者、女性、高齢者、障がい者等への魅力ある情報発信や就業機会の提供等により、それぞれの能力や経験等を活かせる県内就業を促進します。

また、職場環境の改善と、知識や技術の習得・向上の機会提供等により、誰もがいきいきと働き続けられる活力ある職場づくりを県内に広げます。

■若者の県内就職促進

高校生や県内外に進学した学生をはじめとする若者に、島根で働く魅力や意義について考え、県内企業等への就職意識を高めてもらうための情報や機会を教育機関やふるさと島根定住財団等と連携して、企業の採用活動の動向も踏まえながら、きめ細かく提供することにより県内就職を促進します。

■多様な就業の支援

女性・高齢者・障がい者等が、それぞれの個性や多様性を尊重され、経験や能力を活かし県内企業で活躍できるよう、就職に向けた相談窓口の設置や障がい者雇用への理解促進、職業訓練等、きめ細かな支援を行います。

さらに、県内企業等における外国人材の適正な雇用と職場定着を進めていくため、外国人材の受入の仕組み等の情報提供や、働き続けられる職場づくりへの支援を実施します。

■魅力ある働きやすい職場づくり

働く人の視点に立った魅力ある職場づくり、年次有給休暇の確実な取得や時間外労働の削減等働き方改革の推進に向けた企業等の取組に対して支援します。また、若手社員等の人材育成の支援を進めます。

■地域の産業を支える人づくり

地域産業で求められる知識・技術・技能等を有する人材を、高等技術校、民間教育機関、企業等との連携により育成するほか、企業の競争力強化に不可欠となる従業員の人材育成を促進する研修実施等、在職者のスキルアップに取り組みます。

③ 地域の持続的な発展を支える起業・創業、事業承継の推進

地域経済の持続的な発展を支えるためには、経営者の高齢化や後継者不在の課題を抱える中小企業の世代交代を進め、また、起業・創業の促進による地域産業の活性化も併せて行い、起業・創業と事業承継を両輪とした一体的な支援に取り組みます。

■円滑な事業承継の推進

今後、経営者の高齢化や後継者不在を理由とする休廃業が生じないように、円滑な事業承継を推進するため、市町村、商工会、商工会議所、士業等の支援機関と連携し、案件の掘り起こしから、将来の事業承継を見据えた現経営者による生産性向上等の取組の支援、後継者の確保、事業承継計画の策定、承継のフォローまで、総合的な支援を行います。

また、後継者不在の事業者に対しては、親族や従業員に限らず、M&A、新規創業者等第三者への事業承継を模索し、島根県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携しながら、マッチングに向けた支援を行います。

後継者を確保した事業者に対しては、後継者の育成や後継者が主体となって行う新たな事業展開等について支援します。

■起業・創業しやすい環境整備、育成の推進

起業・創業マインドを向上させる取組等起業・創業に向かう方を支援するとともに、起業・創業しやすい環境の整備や、起業・創業後の継続的なフォローアップ等を市町村や商工会、商工会議所等の支援機関と連携しながら取り組むことで、起業・創業する方を支援します。

また、県内移住者や県内在住者が取り組む地域課題の解決を目指した社会的事業の起業・創業、スタートアップを支援します。

④ 地域の強みを活かした経済の活性化

島根県の強みである観光・地域資源の活用や競争力のある産業集積等の活性化により、地域経済の成長・発展を促す取組を行っていきます。さらに、新たな強みの創出にも繋がる県内産業の高度化等に資する企業立地を促進します。

また、地域を守る観点から、商業機能の維持・振興の支援を行い、県民の安定した生活の向上も図ります。

■強みを有する集積産業の基盤強化と更なる成長の促進

県内の強みを有する集積産業として、特殊鋼産業においては、素材の特性を活かした航空機産業やモーター産業への参入拡大を進め、関連産業へ波及するよう支援します。

石州瓦産業においては、産地の維持・拡大に向けた戦略的な販路拡大や生産性向上、異分野参入の取組等を支援します。

鋳物、農業機械等の地域経済を牽引する集積産業においては、市場を見据えた経営戦略の構築や、戦略に基づく技術力の向上、販路拡大等関連する県内企業が連携して行う取組を支援します。

I T産業においては、将来を担うI T人材の育成による県内就職の促進と県外I T人材の県内転職の促進による人材確保を図りながら、付加価値の高い業務の受注や新サービス・商品の開発等、収益性の高い業態への転換を支援します。

また、県内全域に立地する食品産業においては、生産性向上、商品開発、E Cサイト活用による販路開拓、食品表示・食品衛生等の課題解決を支援するとともに、地域経済を牽引する事業者の育成を図ります。

■地域資源を活用した質の高い観光地域づくり

歴史・文化、豊かな自然、温泉や食、神事、伝統芸能、街並み等、島根の魅力ある観光資源を活用し、地域や民間事業者が主体となって行う観光商品造成やガイド育成等の取組を支援します。

また、島根の強みを表現した「ご縁も、美肌も、しまねから。」をキャッチフレーズに県内の観光素材を戦略的に発信します。

■外国人誘客の推進

ターゲットとする国や地域に応じた情報発信や誘客促進、外国人観光客が多数訪れる関西圏や広島からの誘客や空港や鉄道、高速バスといった来県ルート別の対策、外国人の利便性向上を図る受入環境の整備等に取り組みます。

■地域資源を活用した新商品開発等の支援

食品産業では、県産原材料等を活用し、消費者や取引先のニーズをとらえた商品開発や販路拡大の取組を支援します。

■地域商業・サービス業の支援

経済情勢の悪化や事業者の高齢化等により県内商業等の店舗数及び販売額が著しく減少し、地域の商業機能が失われつつある中で、地域商業の機能維持と地域内経済循環の促進を目的とした小売業・サービス業等の新規出店や買い物不便地域での小売店の開業・移動販売等に取り組む事業者を市町村とともに支援します。

■産業の高度化と魅力的な雇用の場の創出につながる企業立地の推進

地元企業の事業拡大や県外から立地した企業の増設による再投資、及び高い付加価値を生み出す県外企業の新規立地を推進することにより県内産業の高度化を図るとともに、魅力的な雇用の場を創出します。

3. 計画期間中の経営環境の変化に対応した支援のポイント

当計画は令和7年度～令和11年度までの5カ年計画としておりますが、近年の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、「第Ⅱ章 4. 経済情勢等の外部環境の変化」で述べたとおり、年々目まぐるしく変わっており、中小企業の経営上の課題も、短期間で大きく変化することも想定されます。

そのため、当計画では、その時々合った中小企業の課題に柔軟に対応するため、短期（1～2年程度）での支援のポイントを追加設定することとします。

4. 進捗管理

中小企業・小規模企業の振興において、前述した4つの支援の方向性ごとに、以下、第2期島根創生計画の進行管理に用いる指標を用いながら、進捗管理をしていきます。

① 産業の成長を促す企業の競争力強化と生産性向上

〔経営基盤強化支援等の効果を表す指標〕

- ・ 省力化投資等支援事業を活用し、生産性向上計画の目標数値（労働生産性又は一人当たり賃金）を達成した事業者の割合（R7年度からの累計）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
-	33%	50%	66%	74%	(累計値)

〔技術力・競争力の強化等の効果を表す指標〕

- ・ 県の支援を受けて新製品・新技術開発を行った支援先企業の事業化件数（R5年度からの累計）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
20件	30件	40件	50件	60件	(累計値)

〔販路拡大支援等の効果を表す指標〕

- ・ 県の支援策を利用して新たな販路を確保した品目数

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1,113品目	1,151品目	1,190品目	1,229品目	1,270品目	(単年度値)

② 多様な人材の確保・育成と定着の推進

〔県内企業の魅力向上等の人材確保推進の効果を表す指標〕

- ・ 県外4年制大学の島根県出身者の県内就職率

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
30%	30.6%	31.2%	31.8%	32.4%	(単年度値)

- ・ 高校卒業時の県内就職率(学校基本調査(文部科学省))

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
82.0%	82.5%	83.0%	83.5%	84.0%	(単年度値)

〔魅力ある職場づくり等人材定着の推進の効果を表す指標〕

- ・ 新規学卒就職者の就職後3年定着率(高卒)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
65.0%	65.5%	66.0%	66.5%	67.0%	(単年度値)

※ 定着率は、「100%－離職率」で算定。離職率は雇用保険の届け出状況によって計上するため、島根県以外で離職した者を含む。

③ 地域の持続的な発展を支える起業・創業、事業承継の推進

〔起業・創業の支援の効果を表す指標〕

- ・ 開業率(雇用保険事業統計における保険関係新規成立事業所数／適用事業所数)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2.8%	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%

(単年度値)

〔円滑な事業承継の推進の効果を表す指標〕

- ・ 事業承継計画を策定し、後継者を確保した企業数(R2年度からの累計)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
762者	912者	1,062者	1,212者	1,362者

(累計値)

※ 事業承継計画の定義：県が策定した様式で、中小企業が後継者を確保し、代表権や株式の移転等を記載する計画。

④ 地域の強みを活かした経済の活性化

〔魅力ある観光づくり新たな市場開拓等による地域経済の活性化の効果を表す指標〕

- ・ 観光入込客延べ数

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
30,800千人	31,300千人	31,800千人	32,400千人	33,000千人

(単年度値)

〔企業立地の推進による地域経済の活性化の効果を表す指標〕

- ・ 企業立地による新規雇用者計画数(中山間地域・離島)(増加常用従業員数)(R7年度からの累計)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
180人	360人	540人	720人	900人

(累計値)